

公益財団法人東京都道路整備保全公社工事等成績評定苦情 審査委員会設置要綱

平成20年 7月11日制定
令和 3年 4月 1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）工事成績評定要綱第18条第1項及び公社設計・調査等委託成績評定要綱第18条第1項に規定する公社工事等成績評定苦情審査委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事項について、第三者の公平な視点に立って調査審議し、意見を表明する。

- (1) 受注者から申立てられた工事成績評定に係る苦情
- (2) 受託者から申立てられた設計等委託成績評定に係る苦情
- (3) 総括監督員又は検査員から付議された工事成績評定又は設計等委託成績評定の修正

(委員の構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干人で組織し、それぞれ別表1に掲げる職にある者を充てる。

- 2 委員長が特に必要があると認めた場合は、工事又は委託に係る技術又は法律若しくは契約に関する専門知識を有する者を臨時委員として置くことができる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数等)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決

するところによる。

3 議事に利害関係を有する委員は、当該議事に加わることができない。

(関係者からの聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、苦情申立者、通知者又は当該苦情に係る関係者から当該工事の施工状況等を聴取することができる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、苦情申立者、通知者又は当該苦情に係る関係者から当該設計等委託の履行状況等を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部計理課で処理する。

附 則

この要綱は、平成27年 7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員長	総務部長
委員	事業部長
委員	道路部長
委員	用地部長
委員	総務部総務課長
委員	総務部計理課長